

市民・職員・研究者 ネットワーク **自治体学会** 

#### 大会統一テーマ

「場の力」の発揮で地域の自立の実現 ~ふじのくに静岡からの発信~

# 第27回自治体学会静岡大会

プログラム集



2 0 1 3 11/29 FRI

#### 目 次

ごあ	らいさつ / 大会日程	1		
大会	会の企画趣旨	2		
大玄	大会の運営について			
プロ	1グラム一覧	4		
分科	4会			
1	高度成長時代における公共施設の老朽化にどう対応するか	g		
2	空き家問題を考える~政策法務の視点から	11		
3	課題解決のための実りある議論をめざす~沖縄式地域円卓会議から学ぶ~	13		
4	公募企画:地域における自治のしくみ	15		
5	地元企画:世界遺産としての富士山を考える~富士山の価値評価と自治体政策~	17		
6	大災害にどう備えるか~東日本大震災の教訓と防災計画のあり方~	18		
7	地方議会の挑戦!~「自由」討議にとって会派は必要か?	20		
8	地域で活躍できる職員には何が必要か?~対話から生まれる"あるべき職員の姿"	22		
9	公募企画:持続可能な社会の実現に向けた地域づくり~先進的"ESD"活動・実践事例から学ぶ~	24		
研究	R発表セッションA(自治体組織と職員)	27		
研多	R発表セッションB(自治体と地域のあり方)	29		
研多	R発表セッションC(住民・議員と自治体)	32		
研究	R発表セッションD(役割分担(国・地方・民間))	35		
ポス	スターセッション	37		

※大会に参加される方は、必ずこのプログラム集をご持参ください。

なお、大会当日の出演者が変更になる場合があります。出演者の変更が生じた場合は 自治体学会のホームページでお知らせするようにいたしますので、ご確認ください。

#### 表紙の写真について

左上:茶畑と富士山

右下:三保松原からみた富士山

(写真提供:静岡県)

## ごあいさつ

今年の自治体学会は晩秋の静岡での開催となりました。富士山が世界遺産に登録された年に、その山を望む会場で自治体のさまざまな課題について語り合いたいと思います。この世界遺産は、富士山という山自体だけではなく、三保松原など、山から離れた場所もあわせての登録です。山それ自体の価値にとどまるのではなく、山を望む場で形成されてきた人の文化や歴史の価値が認められてのことと聞きます。そして、今年のキーワードは「場の力」です。

世界遺産祝賀ムードの一方で、この静岡という場は、東海、東南海、南海トラフという将来に予想される大地震によって、甚大な影響を受けるリスクが想定された地域でもあります。東日本大震災の経験も踏まえながら、被災地で復興を進めつつ、他の地域では将来のリスクへの備えを固めていく。そのための課題を、「場」を実感しながら議論するのにふさわしい土地といえるでしょう。

企画部会が準備したさまざまな政策領域の分科会に加え、今年も多数の公募企画や公募研究発表が予定されています。学会からの支援を受けた各地域などでの活動の成果も、ポスターセッションなどを通して報告されます。会員による研究は実践活動の発表と、それをめぐる議論の場としての自治体学会の機能を、体感できる場がそこに形成されます。つくるのは会員のみなさんです。多くのみなさんが静岡に参集され、熱い議論が展開され、終わった後はその輪が全国に拡がっていくような大会となることを期待しています。静岡でお会いしましょう。

自治体学会 代表運営委員 廣瀬克哉 中島興世 西村幸夫

#### 大 会 日 程 2013年11月29日(金)

8:30 学会総会 9:30 受付開始

分科会

午後(13:15~15:15)
6 大災害にどう備えるか
~東日本大震災の教訓と防災計画のあり方~
7 地方議会の挑戦!
~「自由」討議にとって会派は必要か?
8 地域で活躍できる職員には何か必要か?
~対話から生まれる"あるべき職員の姿"
9 公募企画:持続可能な社会の実現に向けた地域づく
り~先進的"ESD"活動・実践事例から学ぶ~
研究発表セッションC (住民・議員と自治体)
研究発表セッションD(役割分担(国・地方・民間))

15:30 学会賞表彰式

16:30 閉会

◎ ポスターセッション 9:30~16:00【会場:11F】

◎ エクスカーション 閉会後、順次出発(詳細は当日の案内をご参照ください。)

## 第27回自治体学会 静岡大会の企画趣旨

第27回自治体学会静岡大会は、同時に開催される第29回全国自治体政策研究交流会議との統一テーマ「「場の力」の発揮で地域の自立の実現~ふじのくに静岡からの発信~」のもと、開催されます。全国自治体政策研究交流会議は、基調講演とパネルディスカッションで構成されます。自治体学会大会は、6つの分科会、2つの公募分科会、地元企画の分科会、多数の会員の発表を4グループにまとめた研究発表セッション、ポスターセッションに加えて、学会賞表彰式、エクスカーションという組み立てとなっています。

開催地静岡は、富士山の海側に位置し、県のマーク(県章)も駿河湾・伊豆半島・御前崎と富士山を象徴したものです。三保松原をはじめ、海越しに眺める富嶽は、見事としか言えません。しかし同時に、富士山の内陸側は山梨であり、富士五湖の逆さ富士なども、また捨て難いものもあります。そして、遠く関東平野からも富士山の眺望は重要で、「富士見」などという地名は各所にあります。「日本一」「不二」ともいうように、日本全体を代表するものでもあります。そして、今年には世界文化遺産にも登録されました。

富士山は、ローカルなものであるとともに、リージョナル、ナショナル、かつ、グローバルなものです。富士が、いかなる「場の力」のもとにあるのか、今回の統一テーマに繋がります。それと同時に、静岡も富士山だけではありません。エクスカーションの4コースからもお分かり頂けると思いますが、地域づくりの「場」はきわめて多様であり、「場」の相違と多様性と相互交流こそが、自治の本領ともいえます。

そして、活火山である富士山という自然は、大きな恵みをもたらすとともに、噴火などの災害と表裏一体ですし、火山が存在する構造は地震・津波と密接不可分でもあります。自然が大きな恵みをもたらすとともに、災害にもつながることは、改めて言うまでもありません。富士山が世界自然遺産にはならなかったのは、こうした富士山に人間社会という「場」がどのように向き合うかが大事だ、ということを意味しているのかもしれません。

今年の企画部会による分科会は、物理的および人間的な「場」を統一テーマに、企画を練り上げました。物理的な「場」を、いかに安全にかつ快適に作り上げていくかは、区域を基礎とする自治体とって、最も重要な課題の一つです。そのような観点から、防災、空き家対策、公共施設の老朽化をテーマに取り上げました。また、自治体は人間の集まりが有機的に構成される「場」となって初めて力を発揮します。その観点から、自治体の最も基本的な「場」である議会をはじめ、円卓会議やワールド・カフェという新しい「場」の在り方を考えてみようと思います。

自治体学会は、自治に関わる皆さんの「場」です。今年の企画部会は、できるだけ会員の方からの参加・報告をもとに、相互交流と研鑽の機会を多く持てるようにと考えました。このような観点から、分科会の登壇者もできるだけ会員の方にお願いするとともに、分科会も研究発表もポスターセッションも、広く公募をお願いしました。今後とも会員の皆さんの多くが、こうした公募での参加をしてくださることを願っています

今年の大会は11月末と、例年と異なり、やや変則的な開催となっています。多くの会員の皆様と、静岡でお会いし、大いに議論し、交流を深めることを楽しみにしています。静岡大会にふるってご参加ください。

自治体学会 企画部会長 金井 利之

## 第27回自治体学会 静岡大会の運営について

# 本大会は下記の要領で運営されますので、皆様方のご協力をお願いします。

自治体学会は、自治体や地域の問題に関心を持つ人なら誰でも参加できる開かれた学会で、市民、 議員、研究者、自治体職員、ジャーナリストなど、全国からさまざまな人たちが会員として参加しています。

当学会は、会員の自主的な活動によって成り立っており、自治体の自律的政策形成・自治体学の 創造・地域自治の発展を目指して研究・交流する場であるとともに、地域づくりのネットワークに 参加し、発信する場となっています。

静岡大会の参加にあたっては、会員一人ひとりが主催者としての自覚を持って、運営にご協力ください。また、会員以外の方で大会に参加された方も、学会の主旨を尊重し、主体的に大会の運営にご協力くださるようお願いします。

なお、分科会、研究発表セッション、ポスターセッションにはそれぞれ企画責任者がおりますので、その説明・指示に従って行動されるようお願いします。

#### 1 分科会および研究発表セッションの運営について

#### (1)座 席

各分科会およびシンポジウムは座席の指定はありませんが、なるべく前の席から空席がないようにご着席ください。なお、企画責任者から指示があった場合には、ご協力をお願いします。

#### (2)配付資料

受付にて各分科会等の当日資料を冊子としてまとめてお渡しすることとしております。会員以外の方には、当日このプログラム集もお配りいたします。

#### (3)会場設営等

企画責任者から会場設営・後かたづけ等の依頼があった場合には、ご協力をお願いします。

#### 2 アンケート

アンケートにご協力をお願いします。

お帰りの際に、お近くのアンケート回収箱にお入れください。

## 第27回自治体学会 静岡大会

#### 2013.11.29(金)/静岡県コンベンションアーツセンター グランシップ

プログラム一覧

## 

<分科会 午前の部 (10:00~12:00)

午後の部 (13:15~15:15) >

#### 午前 分科会 1 高度成長時代における公共施設の老朽化にどう対応するか

公共施設の老朽化問題は、現実でかつ深刻な問題になり、 今後どのように維持・管理・補修をするか、多くの自治体で は悩ましい問題になっている。こうした公共施設が整備され た時代と今日では、人口・社会経済の状況は著しく異なって おり、財政の持続性が疑われ、公民の役割分担でもアウトソ ーシングが進み、自治体職員の専門性が問われる。時代状況 に適合する公共施設の維持管理をいかにするべきか、多角的 に検討する。 ●パネリスト 石塚 基一郎 (静岡県道路整備課長) 杉渕 武 (藤沢市防災担当参与) 宮﨑 雅人 (埼玉大学講師)

●コーディネーター

守屋 輝彦 (神奈川県議会議員)

#### 午前 分科会 2 空き家問題を考える~政策法務の視点から

少子高齢社会、人口減少社会が進む中で、近年空き家が増加し社会問題となっている。家屋の倒壊、景観への障害、防犯や衛生面など様々な問題をはらむ案件が増加しており、対策が必要となってきている。全国的な空き家の実情を概観し、また、近年行われている自治体における空き家を適正管理するための条例制定の実例から浮かび上がる法的論点を整理しつつ、今後の空き家対策について議論する。

●パネリスト 榎本 好二(相模原市生活安全課)

日高 義行(所沢市危機管理課)

出石 稔 (関東学院大学教授)

●コーディネーター 宮﨑 伸光(法政大学教授)

#### 午前 分科会 3 課題解決のための実りある議論をめざす~沖縄式地域円卓会議から学ぶ~

地域課題の解決をめざすとき、動員やお願いではなく、多様な主体がまさに「主体となって」とりくむ必要性は明らかだ。だが、どうしたらそうなるのだろうか?静岡市清沢地域の「きよさわレモンの郷」の実現を題材に、円卓会議という手法を通じて、課題を共有し「主体が主体になる」議論のかたちと可能性を学ぶ。

●司会平良 斗星((公財) みらいファンド沖縄 副代表理事)

●ファシリテーショングラフィック 宮地 喜一 (№0法人まちなか研究所わくわく 副代表理事・事務局長)

#### 午前 分科会 4 (公募企画)地域における自治のしくみ

近年、基礎自治体においては、小学校区を単位とする地域 自治組織を設立する動きが活発化している。それぞれの自治 体において、その仕組みは一様ではないが、今後、地域にお ける自治システムを運用する場合に、共通して留意しなけれ ばならない点、外してはいけないツボなどについて、仕組み を導入している自治体の事例も踏まえて検証する。

- ●パネリスト
  - 辻上 浩司 (伊賀市副市長)
  - 馬袋 真紀 (朝来市総合政策課)
  - 本荘 重弘 (川西市総合政策部長)
- ●コーディネーター
  - 中川 幾郎 (帝塚山大学教授)

#### 午前 分科会 5 (地元企画)世界遺産としての富士山を考える~富士山の価値評価と自治体政策~

富士山を世界遺産として登録し続けるためには、富士山の現状や課題を踏まえ世界遺産としての価値を最大限に活かした自治体政策が重要になる。

富士山が世界遺産に登録された今年、世界遺産としての富士山を再認識し、その価値を最大限に活かす自治体政策について議論する。

- ●パネリスト 長谷川 裕 (三重県職員) 中野 有美 (名古屋市職員) ほか
- ●コーディネーター 肥田野 登(東京工業大学大学院教授)

#### 大災害にどう備えるか~東日本大震災の教訓と防災計画のあり方~

東日本大震災における防災計画の反省を踏まえつつ、い ●パネリスト かにして防災計画を実効性の高いものとし、首都圏直下地震 や東南海・南海地震など来るべき災害にどのように立ち向か っていくべきか議論する。災害は我々の社会構造の弱点を一 気に表面化させることを踏まえ、特に「情報」、「住民行動」、 「都市構造」、「自治体のミッション」に着目していくこと にしたい。

大佛 俊泰 (東京工業大学大学院教授)

山崎 義勝(釜石市危機管理監)

岩田 孝仁(静岡県危機管理監代理)

●コーディネーター

青山 彰久 (読売新聞編集委員)

#### 7 地方議会の挑戦!~「自由」討議にとって会派は必要か? 午後 *分科会*

様々な民意のフィルターにかけて自治体の意思決定をし ていく議会にとって、合意形成をめざして議論をしていくこ とが大切だ。しかし、会派の存在とあり方が、公式な議論の 中での歩み寄りを困難にし、議員間の討議を形骸化させてい ることが指摘されている。自治体議会における会派というフ ァクターに着目し、より質の高い計議や意思決定のために間 い直しながら、自治体議会のあり方を模索する。

●パネリスト

小林 華弥子(由布市議会議員)

(元陸前高田市議会議員) 福田 利喜

吉田 利宏 (元衆議院事務局) ほか

●コメンテーター

江藤 俊昭 (山梨学院大学教授)

●コーディネーター

浅田 和幸 (前日経グローカル主任研究員)

#### 午後 *分科会 8* 地域で活躍できる職員には何が必要か?~対話から生まれる"あるべき職員の姿"

課題が山積する自治の現場の中で、これからの自治体職員 に求められるのは地域のつながりをデザインできる職員で はないだろうか。地域やコミュニティを支えるために必要 なものを見出すことができ、住民とのつながりの中で必要 なものを新たに創り上げることができる、そのような職員 を育てるためには何が必要なのか。そして現場ではどのよ うな職員が求められているのか、ワールド・カフェ方式に よる参加者相互の対話の中からあるべき姿を見出していき たい。

●コメンテーター 中川 幾郎(帝塚山大学教授)

●コーディネーター

加留部 貴行(九州大学大学院客員准教授)

#### |午後| 分科会 9 (公募企画)持続可能な社会の実現に向けた地域づくり~先進的"ESD"活動・実践事例から学ぶ~

人類の未来をより良い状態へとするため、環境の保全と開 発の調和を目指した「持続可能な開発」の在り方が問われて いる。様々な課題を包括的に解決するための取り組みが求め られており、国連は2005年から2014年までを「国連 持続可 能な開発のための教育の10年」と定め、世界100か所以上を 「ESDの地域拠点」に指定し、地域に根差した持続可能な社 会づくりを進めている。日本で「ESDの地域拠点」に認定さ れている地域でのESD活動事例等先進的実践事例から持続可 能な世界をつくるための地域づくりを考える。

●パネリスト

丹羽 崇人 (愛知県環境部自然環境課長)

岩淵 泰 (岡山大学助教)

長岡 素彦 (認定 NPO 法人 「持続可能な開発のための教育の 10 年」 推進会議 (ESD-J) 理事/ (一社) 地域連携プラットフォーム 共同代 表理事)

●コーディネーター

進士 五十八 (東京農業大学名誉教授)

#### く 学会賞表彰式 (15:30~16:30)>

エクスカーション 11月29日(金)~30日(土)

#### 1. 富士山コース (御殿場市~裾野市~富士宮市)

世界文化遺産「富士山」を守りつつ、その恵みを活かした地域づくりの取組を富士山麓5市町(富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町)が連携して紹介します。

ポイント:世界文化遺産「富士山」の構成資産の視察と静岡県による解説

: 富士宮やきそば学会との意見交換(昼食は富士宮やきそば)

#### 2. 日本平コース(静岡市)

日本平ホテル、国宝久能山東照宮、日本平動物園など、官民の文化観光施設が集積している日本平エリアにおける官民連携による地域づくりの取組を中心に紹介します。

ポイント:官民連携による日本平公園整備事業の紹介と国宝久能山東照宮の視察

: 日本平と三保松原から望む絶景の富士山

#### 3. お茶コース (掛川市)

平成25年5月、静岡県などの一部の地域で行われている茶草場農法が、農業と生物多様性の確保が両立する稀有な 農法として世界農業遺産に登録されました。本コースでは、「茶の都しずおか」ならではのお茶を活かした地域づく りの取組を紹介します。

ポイント:日本で3番目の世界農業遺産「静岡の茶草場」の視察

: 掛川城や大日本報徳社等が集まる歴史エリアの視察、茶室でのお茶会体験

#### 4. 浜名湖コース (浜松市)

豊かな農林水産資源、世界的な産業集積を誇る産業観光資源など、浜名湖エリアの多様な魅力を発信しているニューツーリズムに関する取組を紹介します。

ポイント:遠州天然とらふぐを味わいながら、地産地消やブランド化に向けた取組を紹介

: 着地型観光プラン「遠州道中膝栗毛」や産業観光施設「うなぎパイファクトリー」の視察

※ 視察の内容は、都合により変更になる場合があります。

#### 公募研究発表セッション

今回で第 4 回目となる公募に応募された会員による「研究発表セッション」を行います。自治の諸課題に取り組む現場からの実践報告、大学院生・研究者らによる研究成果などを発表してもらい、会場の参加者と議論を深めます。

#### <セッションA 自治体組織と職員 (10:00~12:00)>

A-1:アーカイブズ制度導入に伴う実務的課題への対応 - 宮崎県文書センターの設置経緯を事例に-

清水 惠枝 学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻博士後期課程

A-2: 『若者、よそ者、ばか者』を持続的に生み出す仕組みづくり ー福井県鯖江市地域活性化プランコン テストの事例ー 浅野 北斗 国土交通省土地・建設産業局

塩川 徳也 内閣府地方分権改革推進室

竹部 美樹 NPO 法人エル・コミュニティ代表

山田 崇明 丸紅株式会社

A-3: 効率的かつ効果的な行政組織のあり方に関する考察 - 奈良市役所の組織編成を事例として-

江口 陽子 奈良市役所主務補

A-4: 東日本大震災被災地における自治体職員の苦労と、住民への支援について

古本 尚樹 (公財)ひょうご震災記念 21 世紀研究機構 阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター研究部研究員

#### <セッションB 自治体と地域のあり方 (10:00~12:00)>

B-1:わが国の義援金配分における高額支給の分析

関 英男 千葉科学大学非常勤講師

B-2:人口減少社会における地域の在り方

佐々井 司 国立社会保障・人口問題研究所室長

B-3:地域自治におけるオーナーシップ -英国パリッシュを参考にして-

古川 清博 龍谷大学大学院法学研究科後期博士課程/枚方市連続立体交差課長

B-4:情報化の進捗状況測定モデルの構築 - 北陸地方を例にした実証分析-

萩行 さとみ 早稲田大学大学院国際情報通信研究科博士後期課程

#### <セッションC 住民・議員と自治体 (13:15~15:15)>

C-1: 小平市の住民投票

野口 暢子 長野県短期大学多文化コミュニケーション学科助教

C-2: 自治基本条例における議会条項の果たす役割

田中 富雄 龍谷大学大学院政策学研究科博士後期課程 / 三郷市企画総務部長

C-3:住民との合意形成過程における社会の反応

津久井 稲緒 神奈川県政策研究・大学連携センター特任研究員

C-4:原子力発電所立地市町村における「交付金依存問題」の本質

井上 武史 福井県立大学地域経済研究所講師

#### <セッションD 役割分担(国・地方・民間) (13:15~15:15)>

D-1:一般用医薬品販売規制を担う地方自治体の課題 ~インターネット販売からの考察~

岡野内 俊子 横浜国立大学大学院国際社会科学研究科博士課程後期 岡野内 徳弥 横浜国立大学大学院国際社会科学研究科博士課程後期

D-2: 地方自治体と調達組織法制

斉藤 徹史 公益財団法人総合研究開発機構主任研究員

D-3: 非都市部自治体における持続可能な指定管理者制度 一島根県浜田市における社会福祉法人の事例 - 光延 忠彦 島根県立大学総合政策学部教授

#### ポスターセッション (9:30~16:00)

地域ブロック単位、個人・団体の報告書などの配布・展示、自治体の取組みの紹介、出版物の展示・配布等を通して、参加者が交流・意見交換できる場としてポスターセッションを開催します。

※ 12:00~13:15 の間に参加内容の紹介を行います。

## 分科会 • 研究発表

午前(10	: 00 <b>~</b> 12 : 00)	
分科会 1	高度成長時代における公共施設の老朽化にどう対応するか	9
分科会 2	空き家問題を考える~政策法務の視点から	11
分科会 3	課題解決のための実りある議論をめざす	13
	~沖縄式地域円卓会議から学ぶ~	
分科会 4	公募企画:地域における自治のしくみ	15
分科会 5	地元企画:世界遺産としての富士山を考える	17
	~富士山の価値評価と自治体政策~	
研究発表	セッションA(自治体組織と職員)	27
研究発表	セッションB(自治体と地域のあり方)	29
午後(13	s : 15~15 : 15)	
分科会 6	大災害にどう備えるか~東日本大震災の教訓と防災計画のあり方~	18
分科会 7	地方議会の挑戦!~「自由」討議にとって会派は必要か?	20
分科会8	地域で活躍できる職員には何が必要か?	22
	~対話から生まれる"あるべき職員の姿"	
分科会 9	公募企画:持続可能な社会の実現に向けた地域づくり	24
	〜先進的"ESD"活動・実践事例から学ぶ〜	
研究発表	セッションC(住民・議員と自治体)	32
研究発表	セッションD(役割分担(国・地方・民間))	35

## 高度成長時代における公共施設の老朽化にどう対応するか

#### 企画趣旨

昨年12月に発生した笹子トンネル天井板崩落事故に代表されるように、公共施設の老朽化問題は、現実でかつ深刻な問題にあり、今後どのように維持・管理・補修をするか、多くの自治体では悩ましい問題になっています。

また、こうした公共施設が整備された時代と今日では、人口・社会経済の状況は著しく異なっており、財政の持続性が疑われ、公民の役割分担でもアウトソーシングが進んできており、自治体職員の専門性が問われます。本分科会では、こうした時代状況に適合する公共施設の維持管理をいかにするべきか、多角的に検討します。

◎ パネリスト 石塚 基一郎 (いしづか もといちろう) 静岡県交通基盤部道路局道路整備課長 1979 年静岡県庁入庁。2012 年より現職。

#### ◎ パネリスト 杉渕 武(すぎぶち たけし)藤沢市防災担当参与

1951 年生まれ。1977 年、大学院(修士)卒業後、藤沢市に入所。下水道部局、都市問題担当、秘書課、企画部門、都市計画関係の仕事に携わり、計画建築部長を最後に2012 年 3 月退職。同年 4 月より現職。自治体学会には創設時より会員として活動。編集部会、企画部会においても、部会員として活動。神奈川自治体学会代表幹事。

先の 6 月 29 日 (土) には、「東海道沿線の跡地開発の誘導と歴史的建造物の保存再生」をテーマに、自治体 学会関東フォーラム i n 湘南・神奈川を開催する。

#### ◎ パネリスト 宮崎 雅人(みやざき まさと)埼玉大学経済学部講師

1978 年生まれ。田園調布学園大学人間福祉学部講師を経て、現在、埼玉大学経済学部講師。専門は財政学、地方財政論。社会資本の維持補修に関する論考として、「道路・橋梁の高齢化とその崩壊を防ぐために」(井手英策編(2011)『雇用連帯社会』岩波書店所収)、「社会資本の老朽化と「国土強靭化」(農文協編(2013)『アベノミクスと日本の論点』農文協所収)がある。

#### ◇ コーディネーター 守屋 輝彦(もりや てるひこ)神奈川県議会議員

東京電機大学建築学科卒業。東京大学大学院都市工学専攻修了。

神奈川県庁職員(建築職)を経て、2011年4月神奈川県議会議員選挙(小田原市区)で初当選。

自民党神奈川県連合支部青年総局次長、神奈川県議会総務政策常任委員、産業振興経済活性化特別委員。

#### ■発言要旨

#### 〇石塚 基一郎

静岡県においても、橋梁等、社会資本ストックは高度成長期に集中的に整備されている。これからの更新 費用の増大に備え、個々の施設の健全性を正しく把握し、計画的な管理を目指しアセットマネジメントに取 り組んでいる。

#### 〇杉渕 武

少子高齢化と人口減少が急速に進み、財政状況がますます厳しくなる中で、公共施設の老朽化への対応は、 藤沢市にとっても、深刻な課題として直面している。こうした中で、藤沢市では、21世紀を迎えて以来、先 進市の事例を参考にしながら、施設の寿命を延ばす観点から、公共施設の維持保全の計画を作成したり、公 園、下水道、市営住宅などの長寿命化計画を策定し、維持保全にかかる経費の見通しを立て、計画的な維持 管理に努めている。加えて、施設の有効性の検証と計画的な施設の再整備や長期的視点からの改修計画の検 討の必要性から、「公共施設マネジメント白書」を作成している。このような作業を基本に、今後の公共施 設の再編や長寿命化の考え方について論述する。これらの仕事を担う職員にとって必要な視点等について提 案する。

#### 〇宮崎 雅人

これまで社会資本に対する投資は新設費が大半を占めており、維持管理費のウエイトは高くなかった。国は維持管理を重視する方向へと転換を図ったが、多くの社会資本を管理する市町村のレベルでは十分な対応がなされているわけではない。その背景には市町村レベルにおける技術力不足とマンパワー不足という問題が存在する。また、社会資本の維持補修は、現場への距離・時間の短さが重要であり、緊急的補修は必要な時に地域内で人員、資材や機材を迅速に確保できることが不可欠なことから、地域内の建設企業の特性が生かされる業務であり、地元企業が優位性を発揮しやすい。維持補修事業は新規建設事業よりも地域に雇用を創出する可能性を秘めており、国や地方自治体には、この事業の特性を生かして地域に雇用を創出することが求められる。

#### 〇守屋 輝彦

高度経済成長時代に集中して整備した公共施設は、今後一斉に更新時期を迎える。各自治体では、公共施設の台帳整理、計画的な点検・修繕による、施設のハード的な長寿命化対策を実施している。また、ファシリティマネジメントを導入し、施設の耐用年数を考慮した、維持管理・更新コストの見える化を図り、施設の稼働率や利用状況などを踏まえた施設のあり方そのものに踏み込んだ検討を進めている。最終的には住民共有の財産である公共施設の廃止・統廃合に踏み込まざるを得ないが、いかに合意形成を図るかが課題である。

企画責任者/岩﨑 忠、佐々木 直己、吉川 富夫

## 空き家問題を考える~政策法務の視点から

#### 企画趣旨

少子高齢社会、人口減少社会が進む中で、近年空き家が増加し社会問題となっている。家屋の倒壊、景観への障害、防犯や衛生面など様々な問題をはらむ案件が増加しており、対策が必要となってきている。今後、高齢夫婦のみや高齢者の一人暮らし世帯がさらに増加することと相まって、様々な問題が数多く発生することが懸念されるところである。

全国的な空き家の実情を概観し、また、近年行われている自治体における空き家を適正管理するための条例 制定の実例から浮かび上がる法的論点を整理しつつ、今後の空き家対策について議論したい。

#### ◎ パネリスト 榎本 好二 (えのもと こうじ) 相模原市市民局生活安全課担当課長

民間企業を経て 1988 年に相模原市役所入庁。町田市企画政策課への交流派遣や市の関係する財団法人への派遣など、庁外業務に比較的多く関わる。ちば自治体法務研究会会員。

#### ◎ パネリスト 日高 義行(ひだか よしゆき)所沢市総務部危機管理課防犯対策室主査

1993 年 4 月所沢市役所に入所。税務などを担当した後、2011 年 4 月から危機管理課防犯対策室で空き家対策を担当する。全国初の空き家に特化した条例ということで、多くの視察や問い合わせに対応している。また、自治体の職員を対象とした空き家対策の研修の講師も務めている。論文として、「自治体法務NAVI vol.47」「住宅 vol.62」。

#### ◎ パネリスト 出石 稔(いずいし みのる)関東学院大学法学部教授

1985 年横須賀市入庁。総務部行政管理課政策法務担当主査、都市部都市総務課総括主幹等を歴任し、2007 年3 月同市退職。同年4月より現職。大学では2012年から教務部長を務める。

近年の業績として、『変革の中の地方政府』(共著)中央大学出版部・2010 年、『自治体政策法務―地域特性に適合した法環境の創造』(共編)有斐閣・2011 年、「自治体と国の合意の訴訟対象性」地方自治判例百選第 4 版・2013 年など。月刊ガバナンス(ぎょうせい)で「地方分権改革と自治体実務~政策法務型思考のススメ」を連載中。自治体や国の審議会・委員会等委員、アドバイザー、研修講師など多数歴任。

#### ◇ コーディネーター 宮崎 伸光(みやざき のぶみつ)法政大学学生センター長・法学部教授

自治体学会呼びかけ人の1人で編集部会員などの経験もあるが、2008年度に法政大学学生センター長を拝命して以来、その任務に追われている。学生と共に各地のまちづくりを見学することは継続しているが、この数年は夕張市を繰り返し訪ねている。本年度より一般社団法人千葉県地方自治研究センターの理事長を兼務している。また、ちば自治体法務研究会にも所属している。

#### ■発言要旨

#### 〇榎本 好二

空き家の対応が難しい点に、財産権の問題が必ず取り上げられ、対応に二の足を踏む自治体も多い。しかし、この問題に取り組む必要が現実の状態では存在し、できることを検討する必要がある。逆に行政が取り組む姿勢を示すと、市民が対応に甘えてしまうモラルハザードの問題もある。この点について、どのように考えるかを本市の例を挙げて述べたい。

#### 〇日高 義行

所沢市では、平成22年10月から「所沢市空き家等の適正管理に関する条例」を施行した。全国初の空き家に特化した条例ということで、条例施行に至る背景や、条例の目的、事務の流れ、条例施行後の効果など、写真や図を交えながら紹介していく。また、実務の中ででてきた課題について検討していきたい。

#### 〇出石 稔

空き家問題は、単に管理不全がもたらす影響を条例等で排除すればいいというものでない。そもそも空き 家が発生する理由を踏まえた対応、つまり不動産の流動性をいかに確保するかが肝要である。

また、空き家管理についても、空き家の管理不全状態の態様は、倒壊の危険があるものから、庭の雑草による不衛生に至るまで様々である。こうした状況で、すでに制定されている空き家管理条例について、政策法務の視点から考察したい。

とりわけ指摘したいのが、空き家の管理不全状態の解消には、所有者の特定が肝要であり、それが困難な場合が少なくないことである。そこで、建築基準法 10 条 3 項に基づく法執行による対応、さらに政策法務を駆使した条例の制定の可能性を提起したい。

#### 〇宮崎 伸光

空き家問題は、全国各地でさまざまな形で顕在化しつつある。その問題は極めて多面的であり、本質を捉えることはたいへん難しい。これからますます規模と深刻さの度合いを増していくに違いない諸問題の存在を、参加者の心に留めることを当面の目標として話を進めていくことにしたい。

企画責任者/荒木 和美、久保 眞人、小林 博

## 課題解決のための実りある議論をめざす

## ~沖縄式地域円卓会議から学ぶ~

#### 企画趣旨

多くの地域課題の解決をめざすとき、多様な主体がまさに「主体となって」かかわることが必要となっていることは、もはや当たり前と認知されていることである。

だが、それはなかなかできない。それはなぜか? 課題を共有し、主体が主体となる議論が必要だ。よくある 団体代表が出てきて行政のスケジュールにおつきあいする会議では、それはできないのではないか? では、 どのような手法がありえるのか。 静岡市清沢地域で実際にとりくまれている「きよさわレモンの郷」実現を題 材に、円卓会議という手法を通じて、課題を共有し、当事者となる議論のかたちを考える。

#### ◎ 司会 平良 斗星 (たいら とうせい)

公益財団法人みらいファンド沖縄 副代表理事/タイフーン fm 代表

那覇市首里出身、1969 年生まれ。コミュニティ FM 経営を通して、地域情報化と地域内マネーフローの必要性を痛感し、2010 年、みらいファンド沖縄を設立し、副代表理事に就任。沖縄ポータルサイト「まちのたね通信」「ウルマックス」の運営も行っている。

#### ◎ ファシリテーショングラフィック 宮道 喜一(みやじ きいち)

NPO 法人まちなか研究所わくわく 副代表理事/事務局長

横浜市生まれ。琉球大学大学院修士前期課程修了。2004 年、(特活)まちなか研究所わくわくを立ち上げ、まちづくりワークショップの企画・プログラム・ファシリテーションを多数担当。地域情報誌『み~きゅるきゅる』編集も担当している。自らの暮らすまちに愛着と誇りを持ってまちに関われるような地域の市民性を育むことを目指し、奮闘中。

#### ■発言要旨

#### 〇平良 斗星

分科会では「きよさわレモンの郷」をテーマにした「沖縄式地域円卓会議」の司会を努めます。会議メンバーの意見、知見を引き出しながら円卓会議の「場」をつくり、問題の核心やそれを解きほぐす糸口をあきらかにしていく役割を果たします。

#### 〇宮道 喜一

「沖縄式地域円卓会議」のファシリテーショングラフィックを担当します。模造紙やホワイトボードを使い、 議論の過程を「見える化」します。発言を記録、整理し、論点を「見える化」していくことで議論の集約を手助けします。

#### ●沖縄式地域円卓会議とは…

さまざまなひとや団体が地域社会の課題解決にとりくんでいます。ですが、課題の多くは単一のひと、団体、 分野だけでは解決できません。

沖縄式地域円卓会議は、地域のさまざまな担い手が、課題の情報を共有し、互いにアイディアやネットワークを提示しながら、ともに課題の解決に取り組んでいくことをめざす「対話の場」をつくるものです。

みらいファンド沖縄が地域円卓会議の開催や開催支援を積み重ねていくなかで、中央の円卓だけで話し合うのではなく、会議の途中で周囲の人と話し合い、「二重円卓」プログラムが生まれました。会場全体が一体となるような密度の高い話し合いは、参加者から高く評価され、実際の協働の取り組みや新しいつながりが生まれています。

#### ●「きよさわレモンの郷」

沖縄式地域円卓会議のテーマとなる「きよさわレモンの郷」。2012年から14年まで、静岡市の「おらんとこの「これ一番」事業」として展開されました。

昭和の大合併で静岡市に編入した旧清沢村地域では、1980年代から有志によって「清沢を考える会」「清沢 地域振興会」をへて「NPO法人フロンティア清沢」が設立され、きよさわ道の駅の運営にもあたってきました。 「レモンの郷」のとりくみにも大棟鉄雄代表をはじめメンバーが深くかかわっています。

レモンは獣害にも強く、急傾斜な農地や茶葉の耕作放棄地にも適した果樹で、幅広く愛される果実です。「きよさわレモンの郷」のとりくみを今後も継続し、清沢レモンやオリジナル人気商品「清沢式ぶっかけレモン」を全国にひろげ、地域のひとびとをレモンでつなぐ「レモンの郷」の実現をめざしています。

## 公募企画:地域における自治のしくみ

#### 企画趣旨

近年、基礎自治体においては、小学校区を単位とする地域自治システムの確立とそれを支える地域自治組織を設立する動きが活発化している。それぞれの自治体の歴史的・地勢的・社会的背景などから、設立等の手順や組織体制、権限や財源の移譲の仕組みなどの相違はあるが、いずれも住民自治を基本とした自主的・自律的な地域活動の促進を通じて、地域固有の地方自治の姿の具現化をめざす取り組みといえる。

分科会においては、特性が異なる自治体における実践の紹介を通じて、様々な地域自治システムの姿を浮き 彫りにすると同時に、共通の課題を見出し、その解決に向けた提案を行うことで、同様の取り組みを進める、 あるいは進めようとしている全国の基礎自治体の一助としたい。

#### ◎ パネリスト 辻上 浩司(つじかみ ひろし)伊賀市副市長

コミュニティ・ガバナンス研究所代表、NPO 法人市民社会研究所理事、コミュニティ政策学会理事、元三重 県職員(NPO、市町村合併、地方分権、総合企画、議会改革などを担当)、2013 年 1 月から現職。 主な著作として、「コミュニティ再生のための地域自治のしくみと実践」(中川幾郎氏編集)など。

#### ◎ パネリスト 馬袋 真紀(ばたい まき)朝来市市長公室総合政策課副主幹

1998年山東町入庁。2005年朝来郡4町合併により朝来市職員。合併後、地域自治のしくみづくり、朝来市自治基本条例の策定などに携わり、現在、地域協働のまちづくりなど担当。

『地域公務員になろう』 (ぎょうせい)、『地方自治職員研修』 (公職研) 2013 年 9 月号「私のまちづくり 実践~市民として考える職員に~」寄稿。

#### ◎ パネリスト 本荘 重弘(ほんじょう しげひろ)川西市役所総合政策部長

1979年川西市役所入庁。市民税課、交通対策課を経て現職。2011年から地域分権制度導入に向けた取り組み開始。

#### ◇ コーディネーター 中川 幾郎(なかがわ いくお) 帝塚山大学法学部教授

1946年大阪府生まれ。同志社大学経済学部卒、大阪大学国際公共政策研究科博士後期課程修了。69年大阪府豊中市役所に入り、市長公室広報課長を最後に退職。帝塚山大学法政策学部助教授を経て、法学部教授。自治体学会運営委員、日本文化政策学会顧問(前会長)、日本コミュニティ政策学会副会長を務めている。

#### ■発言要旨

#### 〇辻上 浩司

平成16年11月に発足した伊賀市では、合併協議段階から地域自治システムを市民が主体となって議論し、それを自治基本条例(平成16年12月施行)の中に定めている。概ね小学校区単位の37地区で「住民自治協議会」が設立され、地域まちづくり計画を策定しているところには、地域交付金などの財政支援がある。合併後5年経過した時点で地域自治システムを検証検討し、自治会・区との関係を整理したほか、市との間で「まちづくりに関する基本協定」を結んで協働事業に取り組むなどの改善を行った。さらに、各地区の自立した活動がより活性化されるよう、地域包括交付金や活動拠点、地区担当制度などのあり方について改正の検討を進めている。

#### 〇馬袋 真紀

平成 17 年 4 月に合併により誕生した朝来市は、高齢化率は 30%を超え過疎化が進む中で、従来の自治会を中心とした地域自治のあり方に限界が生じはじめていたこともあり、合併後間もなく、概ね小学校を単位とする新たな地域自治のしくみとして「地域自治協議会」を設立した。現在、この地域自治協議会は、市民のより身近なところで必要な公共サービスを展開しながら市民の暮らしを守るなど、地域協働の基盤、公共の担い手として成熟化しつつある。自分自身の実践活動等も踏まえながら、地域自治がさらに充実していくための地域自治協議会の役割、行政の役割、そして自治体職員としての役割などについて議論を進めたい。

#### 〇本荘 重弘

川西市では、昭和 50 年代前半から、概ね小学校区を単位としてコミュニティ組織の設置を促進してきた。 現在では、14 エリアのうち、13 の校区で組織化がなされている。以来、30 年余りが経過し、行政にあって は資源のシュリンク、地域においては高齢化等に伴う自治会加入率の減少など双方に大きな課題が発生して いる。折しも、本年4月からの第5次総合計画のスタートに合わせて、地域主体のまちづくりを進めるべく、 地域別構想の策定及び地域分権制度の創設を構想し、地域・行政双方が抱える今日的課題の解決に向けた取 り組みを進めようとしている。大規模住宅団地の開発によって急成長した大都市近郊の自治体における今後 のまちづくりを、住民自治のあり方と行政の立ち位置という観点から議論を進めたい。

#### 〇中川 幾郎

地域自治を再生、活性化させようとする自治体が急増している。その根底には、地方自治の両輪である住民自治をパートナーとして、団体自治を改革し、併せて、強く、主体的な自治体政策を展望しようとする自治体の危機意識がある。この分科会では、現代的な民主的地域自治の姿を求めていきたい。

## 地元企画:世界遺産としての富士山を考える

## ~富士山の価値評価と自治体政策~

#### 企画趣旨

平成 25 年 6 月 22 日、カンボジア プノンペンで開催された第 37 回世界遺産委員会において、富士山(富士山)—信仰の対象と芸術の源泉)を世界遺産に登録することが決定しました。

富士山は、日本人にとっては、富士山信仰や芸術の源泉にとどまらず、日本の文化的伝統と日本人のアイデンティティを形成してきた『特別のもの』です。

しかしながら、富士山を世界遺産として登録し続けるためには、富士山の現状や課題を踏まえ、世界遺産と しての価値を最大限に活かした自治体政策が重要になってきます。

富士山が世界遺産に登録された今年、静岡県で自治体学会が開催されることを契機に、世界遺産としての富士 山を再認識し、その価値を最大限に活かす自治体政策について議論します。

#### ◎ パネリスト NPO法人・自治体職員(調整中)

世界遺産としての価値を最大限に活かした自治体政策を議論するため、富士山の環境保全や自治体政策に 携わっている方々にパネリストとして登壇いただくよう交渉中!!

## ◎ パネリスト 長谷川 裕(はせがわ ゆたか) 三重県職員中野 有美(なかの ゆみ) 名古屋市職員

長谷川裕(三重県職員)・中野有美(名古屋市職員)は、東海自治体学会会員・自治体学会会員で、自治体学会静岡大会地元企画実行委員会で地元企画のとりまとめを担当し、企画立案に携わる。

自治体学会が静岡で開催される 2013 年は『富士山(富士山―信仰の対象と芸術の源泉)』が世界遺産に登録された年であり、東海自治体学会会員からの『富士山』をテーマに!!との想いを受け、東海自治体学会会員とともに自治体学会静岡大会地元企画実行委員会を設立し、パネリストとしても報告する。

なお、長谷川は、三重県や近隣県の自治体職員で構成する政策法務の自主勉強会である、政策法務・MI E会員として、その企画運営にも携わっている。中野も政策法務の自主勉強会の会員である。静岡大会では アンケート調査に基づく世界遺産としての富士山の価値評価を試みる。

#### ◇ コーディネーター 肥田野 登(ひだの のぼる)東京工業大学大学院社会理工学研究科教授

1949 年東京都生まれ。東京工業大学社会工学科卒、アジア工科大学大学院人間居住学専攻修了。東京大学助教授、ロンドン大学経済学部客員研究員、ケンブリッジ大学土地経済学部客員研究員を経て、東京工業大学大学院社会理工学研究科社会工学専攻教授。経済学的手法による環境改善プロジェクトや環境破壊における価値評価を研究され、この分野の著書として、『The Economic Valuation of the Environment and Public Policy: A Hedonic Approach』(Edward Elgar,2002)、『環境と行政の経済評価:CVM(仮想市場法)マニュアル』(勁草書房,1999)、『環境と社会資本の経済評価:ヘドニック・アプローチの理論と実際』(勁草書房,1997)。2012 年には日本環境科学会学術賞を受賞するなど、学会賞を多数受賞。

企画責任者/長谷川裕、中野有美

## 大災害にどう備えるか ~東日本大震災の教訓と防災計画のあり方~

#### 企画趣旨

東日本大震災から 2 年以上が経過した。想定以上の大津波によって多くの尊い命が失われたこの震災を契機 に、各地の自治体が防災計画の見直しを進めている。

それまでの防災計画は、各自治体の努力にもかかわらず、いざ本番という時に大いに役立ったかと言えば、 必ずしもそうは言えないことが東日本大震災で明らかになった。

そこで、本分科会においては、東日本大震災における防災計画の反省を踏まえつつ、いかにして防災計画を 実効性の高いものとし、首都圏直下地震や東南海・南海地震など来るべき災害にどのように立ち向かっていく べきかを議論する。

なお、防災計画のあり方と言ってもアプローチは様々である。本分科会では、災害は我々の社会構造の弱点を一気に表面化させることを踏まえ、特に「情報」、「住民行動」、「都市構造」、「自治体のミッション」に着目していくこととしたい。

#### ◎ パネリスト 大佛 俊泰 (おさらぎ としひろ) 東京工業大学大学院情報理工学研究科教授

1962 年三重県生まれ。1985 年東京工業大学卒業、1987 年スイス連邦工科大学(ETH)留学、1988 年東京工業大学大学院修士課程修了後、東京工業大学助手、同助教授、University College London 客員研究員を経て、2011年より現職。博士(工学)。専門分野は、建築計画・都市計画。地理情報システム学会監事、日本不動産学会理事、都市住宅学会理事、日本建築学会代議員。

#### ◎ パネリスト 山崎 義勝(やまざき よしかつ)釜石市危機管理監

1977 年、工業化学系の大学を卒業後、環境部門の技師として釜石市役所に入庁。その後、企画、商工、総務、 防災、病院、行政事務組合などの業務を経験。震災時は、釜石大槌地区行政事務組合事務局長兼消防本部消 防長として震災対応。震災後は、市民生活部長を経て、現在、危機管理監として勤務。

#### ◎ パネリスト 岩田 孝仁(いわた たかよし)静岡県危機管理監代理兼危機管理部部長代理

大阪府大阪市生まれ。1979 年静岡大学理学部卒業後静岡県に入庁。地震・火山防災対策などの防災部門に専ら従事。1995 年には阪神・淡路大震災直後の大阪府で防災計画の策定を担任。防災情報室長、危機報道監、危機管理監代理兼危機管理部理事を経て、2013 年 7 月から現職。

#### ◇ コーディネーター 青山 彰久(あおやま あきひさ)読売新聞東京本社編集委員

横浜支局、北海道支社、東京本社地方部、解説部次長を経て 2007 年 4 月から編集委員。地方自治、地方財政、 分権改革を担当。現在、日本自治学会理事・企画委員、総務省過疎問題懇談会委員、同省政策評価・独立行 政法人委員会臨時委員、千葉大法経学部非常勤講師、大妻女子大非常勤講師。地方六団体・新地方分権構想 検討委員会委員などを歴任。著書に『よくわかる情報公開制度』(法学書院)、『住民による介護・医療のセー フティーネット』(東洋経済新報社、共著)。『雑誌「都市問題」にみる都市問題 1925-1945』(岩波書店、共 著)、など。長野市出身。57 歳。

#### ■発言要旨

#### 〇大佛 俊泰

巨大地震発生時における家屋倒壊、市街地火災延焼、道路閉塞などの「物的被害の様相」、さらに、地域内 滞留者・移動者の広域避難行動や徒歩帰宅行動、緊急車両の活動などの「人間行動」に関するコンピュータ・ シミュレーションをとおして、どのような混乱が発生し得るかについて考察する。

また、木造住宅密集地域整備事業の事前・事後の比較分析をとおして、地域の防災性能を診断し、整備事業の効果を検証すると同時に、災害関連情報を共有することの重要性について検討し、今後の防災まちづくりのための方策等について考察する。

#### 〇山崎 義勝

釜石市は、明治 29 年と昭和 8 年の三陸大津波で大勢の犠牲者を出し、東日本大震災では千人を超す犠牲者を出した。何故、我々は過去の津波災害を経験した先人の教訓を生かせなかったのか、防波堤や防潮堤で命を救えたか、地域防災計画の見直しで命を救えるのか、改めて確認する必要がある。

東日本大震災を経験し、津波から命を守る「術」は、適切な「時間」に、適切な「場所」に、適切な「方法」で避難行動を実践する以外にはないことを思い知らされた。行政は、避難行動に関する「時間・場所・方法」を確実に住民に周知し、実際に即した避難訓練を実施する必要がある。

また、津波災害の発生頻度は長周期的なもの、教訓を継続性をもって生かすためには、先入観のない年令である小中学生に対する防災教育を積極的に推進し、避難行動が地域の防災文化として根付くように長期的な視点で取り組む必要がある。

#### 〇岩田 孝仁

東日本大震災の教訓を踏まえて最新の科学的知見に基づいて被害想定を行い、噴火災害の連続発生及び原 子力事故の複合発生も考慮して防災計画の見直しを行った。

中でも、東海地震は都市直下で起きるプレート境界の巨大地震で、激しい地震動とほぼ同時に大津波が襲来する。このような中で災害予防や災害応急対策の充実のため、「自助」、「共助」、そしてこれを支える「公助」を基本として、静岡県が減災対策として取り組んでいる具体的な内容や課題等について報告する。

企画責任者/青山彰久、大谷基道

## 地方議会の挑戦!~「自由」討議にとって会派は必要か?

#### 企画趣旨

自治体議会の議論が「形骸化している」と批判されている。全国で進む自治体議会の改革の取り組みのなかでは、その批判を受けて、議員が行政を問い詰める議論のやり方だけではなく、議会の意思をとりまとめていくための議員間での「自由討議」の導入が始まっている。それは合議機関として、議員どうしの説得や歩み寄り、時には議案などの修正を模索することがあって機能する。しかし、実際に導入しても、議員どうしが最適解を求めて自由に討議できない結果となることもあり、その背景には、最初に結論を出してしまう「会派」の存在とあり方が浮上する。

自治体議会における会派というファクターに着目し、より質の高い討議や意思決定のための自治体議会のあり方を模索する。

#### ◎ パネリスト 小林 華弥子(こばやし かやこ)大分・由布市議会議員

エチオピア生まれ、香港育ち。日本女子大学文学部英文学科卒業、早稲田大学第二文学部卒業。英国系外資系銀行東京支店で勤務後、1997年に湯布院に移住。都市計画・地域づくりコンサルタントを経て、2004年湯布院町議会議員に初当選。現在、町議1期+市議2期目。第1回「マニフェスト大賞」審査委員特別賞受賞。「ウーマン・オブ・ザ・イヤー2008」(日経 WOMAN 主催)受賞。

#### ◎ パネリスト 静岡県内の自治体議員(調整中)

#### ◎ パネリスト 福田 利喜(ふくだ としき)元陸前高田市議会議員

1958 年生まれ、1977~1990 年陸前高田市職員、1990 年~コンピューター会社職員などを経て、1999 年~2011 年陸前高田市議会議員。市議会議員在任中は、議会運営員会委員長、議会基本条例調査特別委員会委員長など議会改革に務める。

#### ◎ パネリスト 吉田 利宏(よしだ としひろ)元衆議院事務局

1963 (昭和38) 年神戸市生まれ。早稲田大学法学部卒業後、衆議院法制局に入局。15年にわたり議員立法や修正案の作成に参画する。衆議院事務局委員部への出向経験もある。現在、「議員NAVI」(第一法規)にて「議会コンシェルジュ」を連載。議会事務局実務研究会呼びかけ人。

#### ◇ コメンテーター 江藤 俊昭(えとう としあき)山梨学院大学・法学部政治行政学科教授

1956 年 東京都生まれ、1986 年 中央大学大学院法学研究科博士後期課程満期退学、専攻:地域政治論。第29 次と第30 次の地方制度調査会委員等をなどを歴任。現在、マニフェスト大賞審査委員、議会サポーター(栗山町、芽室町)、専門的知見(葉山町、豊橋市等)、地方自治研究機構評議員、中央大学法学部兼任講師などを務める。主な著書:『自治体議会学』(ぎょうせい、2012年)『地方議会改革』(学陽書房、2011年)『討議する議会』(公人の友社、2009年)『地方議会改革マニフェスト』(共著、日本経済新聞社、2009年)、『図解地方議会改革』(学陽書房、2008年)など多数。現在『ガバナンス』(ぎょうせい刊)連載中。

#### ◇ コーディネーター 浅田 和幸(あさだ かずゆき)前日経グローカル主任研究員

函館市出身。日経グローカル主任研究員を務め、2013年3月退職。現在、全国ふるさと大使連絡会議副代表。

#### ■発言要旨

#### 〇小林 華弥子

由布市議会は2005年に旧3町が合併しましたが、旧町議会時代から合併後の今も会派無しで新しい市議会運営をしてきています。議員一人ひとりが自分で物を言い、賛否も一人ひとりが自分で判断する、議案の採決も一人ひとりが自分で賛否を決めている、これで十分だと考えています。

今回、会派の是非については、下記の3点について考えてみたい。

- 1、国政の政党別会派というものが地方議会にどのくらい影響しているものなのか。地方議会にかかる議案が政党別の判断で影響されるものがどのくらいあるのか。
- 2、会派というのが、議会内の人事や議会運営上でどのように影響しているのか。議員が議員活動をする上では会派があることにどんなプラス、マイナスがあるのか。
- 3、市民にとって会派の必要性というのがどれくらいあるのか。例えば選挙で議員を選ぶときに、候補者個人 を選ぶのか会派で選ぶのか。

#### 〇福田 利喜

#### 〇吉田 利宏

「会派」は無いに越したことはない。しかし、一定数の議員がいる場合にはその存在価値を評価する声も聞く。選挙制度、窮屈な審議日程、二元代表制などの自治体議会の枠のなかで、会派は必要なのか、必要だとすればどのような役割が期待されているのか。その考察の糸口として、国会における「会派」の役割につき紹介させていただこうと思う。議会運営や議員立法などにおける会派(政党)の果たす役割が自治体議会での議論の一助にしたい。

## 地域で活躍できる職員には何が必要か? ~対話から生まれる"あるべき職員の姿"

#### 企画趣旨

今、多くの自治体では地域コミュニティ政策に力を注いでいる。課題が山積する自治の現場の中で、これからの自治体職員に求められることは何であろうか?

地域やコミュニティを支えるために必要なものを見出すことができ、住民とのつながりの中で必要なものを 新たに創り上げることができる、そのような職員になるためには何が必要なのか。そして現場ではどのような 職員が求められているのか、ワールド・カフェ方式(※)による参加者相互の対話の中からあるべき姿を見出 していきたい。

#### ◎ コメンテーター 中川 幾郎(なかがわ いくお)帝塚山大学法学部教授

1946年大阪府生まれ。同志社大学経済学部卒、大阪大学国際公共政策研究科博士後期課程修了。69年大阪府豊中市役所に入り、市長公室広報課長を最後に退職。帝塚山大学法政策学部助教授を経て、法学部教授。日本文化政策学会顧問(前会長)。自治体学会運営委員。日本コミュニティ政策学会副会長、自治体ガバナンス塾塾長を務めている。

#### ◇ コーディネーター 加留部 貴行(かるべ たかゆき)

九州大学大学院 統合新領域学府 客員准教授 / (特活)日本ファシリテーション協会 フェロー 1967 年生まれ。福岡県出身。1990 年、九州大学法学部卒業。同年、西部ガス㈱入社。人事、営業、新規事業部門に従事。学生時代からまちづくり活動に携わり、入社後も活動を継続。2001 年には西部ガスより福岡市へNPO・ボランティア支援推進専門員として 2 年半派遣。西部ガス復帰後は指定管理者制度を担当。2007年からは九州大学へ出向し、大学改革プロジェクトを経て、ファシリテーション導入を通じた教育プログラム開発や学内外プロジェクトを担当。2011年4月に独立。現在は、加留部貴行事務所AN-BAI代表、㈱トライローグ取締役。企業、大学、行政、NPOの4つのセクターを経験している「ひとり産学官民連携」を活かした共働ファシリテーションを実践。他に、(特活)日本ボランティアコーディネーター協会理事・運営委員長、福津市行政評価委員会会長、柳川市外部評価委員会会長など。著書に『チーム・ビルディング』、『教育研修ファシリテーター』(いずれも共著・日本経済新聞出版社)。

#### ■発言要旨

#### 〇中川 幾郎

自治体職員は、公務員であるとともに優れた市民である。市民生活者としての現場感覚と、公益の守護者である立場のはざ間に、真の地方自治を切り開く課題が潜んでいる。理論を現場に押しつけるのか、現場からの改革を理論化しようとするのか、それが今問われているのではないだろうか。

#### 〇加留部 貴行

あなた自身のこれからの自治体職員としての姿や、住民との協働を進めていくにあたっての立ち位置を捉えていくヒントを多様な参加者との対話の中から見出してみませんか。自分自身のあり方にちょっとモヤモヤしている…そんなあなたのご参加をお待ちしています。

#### ※ワールド・カフェとは?

カフェにいるようなリラックスした雰囲気で、参加者が少人数に分かれて対話を行い、メンバーの組合せを変えながら話し合いを発展させていく対話の手法です。ワークショップが初めての方も安心してご参加下さい。

企画責任者/山崎 栄子、荒木 和美

# 公募企画:持続可能な社会の実現に向けた地域づくり ~先進的 "ESD"活動・実践事例から学ぶ~

#### 企画趣旨

国連は 2005 年から 2014 年までを「国連 持続可能な開発のための教育 (ESD) の 10 年」と定め、世界規模での持続可能な社会づくりを進めており、また、地域での実践を促すために現在「ESD の地域拠点」を 100 箇所以上指定し、地域に根ざした持続可能な社会づくりを進めている。日本では、仙台広域圏、横浜、中部、兵庫神戸、岡山、北九州の 6 箇所が ESD の地域拠点に認定されており、ESD 活動を進めている。また、2014 年秋には「「国連持続可能な開発のための教育の 10 年」最終年会合」が日本(名古屋・岡山)で開催されることとなっており、この最終年会合をきっかけに次なるステップへと進展させていかなければならない。そこで、今回は「ESD の地域拠点」などでの取り組みをふまえ、国際的な枠組みである ESD の活動をどのように持続可能な地域づくりに活かしているかなど、実践例を通して考える。

#### ◎ パネリスト 丹羽 崇人(にわ たかひと)愛知県環境部自然環境課長

愛知県職員。信州大学人文学部経済学科卒。2004年から環境部で勤務。資源循環推進課で、先進的なリサイクルビジネスの創出と事業化に対する支援プログラムの創設、廃棄物など未利用資源を地域内で循環的に利用する「あいちゼロエミッション構想」の策定を担当。2009年から自然環境課で勤務。以後、現在まで生物多様性条約第 10 回締約国会議の開催を機とする「生態系ネットワーク形成」と「あいちミティゲーション制度」の企画・実施に取り組んでいる。

#### ◎ パネリスト 岩淵 泰(いわぶち やすし)岡山大学地域総合研究センター助教

熊本大学博士課程修了(公共政策)。専門は参加民主主義論。ボルドー政治学院留学。ボルドー第三大学日本語学科講師、カリフォルニア大学バークレー校都市地域開発研究所を経て、現在、岡山大学地域総合研究センターの助教。岡山大学では、学都岡山の実現を向けて、大学と地域のまちづくりについて研究。岡山市中心市街地の西川緑道公園のまちづくり活動について、岡山市、大学、学生と共同調査。また、文部科学省留学生拠点整備事業(留学生のまちづくり事業)のプログラム・リーダー。

#### ◎ パネリスト 長岡 素彦(ながおか もとひこ)

認定 NPO 法人「持続可能な開発のための教育の 10 年」推進会議(ESD-J) 理事 一般社団法人 地域連携プラットフォーム 共同代表理事

国連ョハネスブルグサミットでの ESD の提案者により結成された民間の ESD ナショナルセンター「持続可能な開発のための教育の 10 年」推進会議のメンバーで、2003 年には持続可能な開発のための教育さいたま、2007 年には ESD 学校研究会を設立し、多数の ESD に関するプロジェクト、指導、ワークショップなどを行っている。1999 年から自治体職員と協働・参加に関する研究会で 100 以上の協働事例検討会を実施し、協働・参加の調査・普及を行い、自治体・省庁の職員研修なども行っている。また、新しい公共支援事業として若者と NPO による地域起業を行うプロジェクトも実施し、地域で連携するためのプラットフォームを形成している。震災支援を行いながら、自治体や学校の状況の調査を行い、各地で「ESD と復興」プロジェクトやESD コーディネータープロジェクトを行っている。2011 年には自治体学会 関東フォーラム 2011 in 東上線沿線の企画・運営を行った。

#### ◇ コーディネーター 進士 五十八(しんじ いそや)

東京農業大学 名誉教授・元学長/自治体学会 学術研究支援部会長・前代表運営委員 農学博士。造園家。日本学術会議環境思想・環境教育分科会委員。日本造園学会長、東南アジア国際農学 会長、日本都市計画学会長、日本生活学会長、日本野外教育学会長など歴任。日本環境教育学会設立発起 人・初期運営委員。現在、政府の自然再生専門家会議委員長、国土審議会特別委員、社会資本整備審議会 臨時委員。長野県、荒川区、横浜市、川崎市、三鷹市、新宿区、江戸川区の環境・景観系審議会長。美し 国づくり協会理事長、日本園芸福祉普及協会会長。日本造園学会賞、土木学会景観デザイン賞、Golden Fortune 表彰、日本農学賞、読売農学賞、紫綬褒章受章。著書に『アメニティ・デザイン』『風景デザイン』『ル ーラルランドスケープ・デザインの手法』『農の時代』(学芸出版社)、『日本の庭園』(中公新書)、 『グリーン・エコライフ』(小学館)、『日比谷公園-百年の矜持に学ぶ』(鹿島出版会)など多数。

#### ■発言要旨

#### 〇丹羽 崇人: 生物多様性の保全と再生~愛知県の事例から

産業県であり、依然として開発圧力の強い愛知県では、開発と環境の調和を図り、持続可能な開発を実現することが大きな課題である。

そこで、COP10 開催をきっかけに、県域全体を対象として、生態系ネットワーク形成や代償ミティゲーションによる生物多様性の保全と再生に取り組んでいる。

この取組は、企業や大学、学校、行政といった土地所有者、開発事業者、自然環境の保全に関わる活動者など、利害の異なる様々な人々がコラボレーションを行うことによって、地域の自然を再生するとともに、そこで暮らし・働き・学ぶ人々による場所愛を育んでいこうというものである。

愛知県は、このような生物多様性の主流化、横断と統合の実践をとおして、人材育成に取り組んでいる。

#### 〇岩淵 泰:学びの多様性・岡山大学における ESD の取り組み~西川緑道公園での活動を中心に

ESD の魅力は、学生や地域との交流プロセスの中に学びのまちづくりが存在することである。そして、まちづくりへの参加を発展させるには、大学、教員、学生、そして、そこに住む人々が、インナーアクティブな対話を意識する必要がある。

大切なことは、ESD に関わる人々は、自分のまちの魅力や持続可能性とは何かを追求し、体験して説明できるような学びの舞台を作って行くことと考えられる。日本においては、地域との関わりを通じて主体的な個を育成することに、ESD は重要な役割を担っている。また、ESD による岡山へ影響とは、教育機関や地域が身近になることで「学び」の多様性を生み出していることである。

#### 〇長岡 素彦:ESD 活用戦略の提案~都市部・中山間地域の先進事例、被災地の取り組みから

まず、全国でのESDの取り組みを紹介し、都市部と中山間地域でのESDを活用した持続可能な地域づくりの先進事例から、自治体に有効な新しい参加型・体験型の学習方法、及び、「協働・参加」、「連携」、「ネットワーク」を生み出すESDコーディネーターについて具体的に述べる。

次に、被災地や ESD の世界的先進地である気仙沼市で行われている ESD を説明し、東日本大震災で甚大な被害を被った被災地での復興における ESD の果たしている役割、そして、気仙沼で教育委員会・教員・生徒・児童が作り上げた ESD をもとにした最新の取り組みを紹介する。

最後に、持続不可能になりつつある少子高齢化社会での持続可能な地域づくり・社会づくりを目指す自治体での ESD 活用戦略を提案したい。

#### 〇進士 五十八

幼少期からの自然体験や生活体験、社会体験により、自然観や、文化・生活的視点を含めた広義の環境観を養うこと、学問的、専門的知識を得るのではなく、体験、対話、協働を通じ、問題解決の試行や多様な考えを尊重しながら、合意を得るような高いコミュニケーション能力を育成すること、つまり「環境を総合的にとらえ体験的に学習すること」が環境教育の基本である。その目標は、単に知識や技能を習得するだけでなく、荒廃した農地復元・自然再生活動等、地域活性化を内包した体験の場で環境を持続可能なものにするための活動に参加し、日本の風土性や自然の循環の仕組みを体感・認識し、新たなライフスタイル・生活文化を創造することである。そして、その領域内容は、自然科学のみならず、人文科学や社会科学の諸分野、つまり学際領域に及ぶ。

環境・人権・平和・ジェンダー・国際協力・多文化共生・福祉など広域的な視点から持続可能な社会を目指す "ESD"は、これまでの環境教育の発展形と位置付けることができる。

基本は「体験」であること。

「地域とフィールドが先生」である。

「くらしのすべてが学びの対象」である。

ESD の実践、新たなシステム構築に向け、活発かつ創造的な議論を展開し、あなたも未来を創る主役に…。 互いに切磋琢磨しながら、様々な視点からトータルに考え、サステイナブルで美しく豊かな地域づくりの実 践を!

## 研究発表セッション

#### 研究発表セッションについて

公募に応募された会員による第4回目の「研究発表セッション」を行います。自治の諸課題に取り組む現場からの実践報告、大学院生・研究者らによる研究成果などを発表してもらい、会場の参加者と議論を深めます。 今年は以下のテーマ別4セッションで、計15組の皆さんに発表してもらいます。

### <研究発表セッションA 自治体組織と職員 10:00~12:00>

◇ 司会:山崎 栄子(大野城市)

コメンテーター:山口 道昭(立正大学法学部教授)

#### A-1 テーマ:「アーカイブズ制度導入に伴う実務的課題への対応

―宮崎県文書センターの設置経緯を事例に―」

発表者:清水 惠枝(しみず やすえ) 学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻博士後期課程概要: 自治体と協働でまちづくりに取り組む住民にとって、情報公開制度は開かれた行政を実現するものである。それと同時に、歴史的価値のある行政文書を保存し利用するしくみのアーカイブズ制度は、同じ行政文書を基盤にしている情報公開制度と共に、将来にわたって情報提供を保障する自治のインフラである。

歴史的公文書をはじめ、地域の歴史的な資料を保存し一般の利用に供する施設を公文書館といい、公文書館法では、歴史資料として重要な公文書等の保存と利用に関する措置をとることは、行政の責務としている。しかしアーカイブズのしくみを構築しようとするとき、施設の規模や場所、配置する人員、財政的な問題に加え、専門的な機能への対応など、実務の現場ではいくつもの課題に取り組まなければならない。

宮崎県は、平成14年に「文書センター」を開館させた。宮崎県では当初、公文書館の設置を目指していたが、実務的な制約から「文書センター」として開館するに至った。本発表では、宮崎県を事例に、公文書館機能をどのように理解し、実務的な調整を行っていったのかを、宮崎県文書センター設置に関する行政文書から検証する。本発表において公文書館の機能と実務的な課題について共有したい。

#### A-2 テーマ:「「若者、よそ者、ばか者」を持続的に生み出す仕組みづくり

ー福井県鯖江市地域活性化プランコンテストの事例ー」

発表者: 浅野 北斗(あさの ほくと) 国土交通省土地・建設産業局

共同発表者:塩川 徳也(しおかわ とくや) 内閣府地方分権改革推進室

竹部 美樹 (たけべ みき) NPO 法人エル・コミュニティ 代表

山田 祟明(やまだ たかあき) 丸紅株式会社

概要: 昨今、地方自治体は、若者の都市への流出という共通課題に向き合い、様々な地域活性化策を講じている。この中で、「よそ者、若者、ばか者」が一つのキーワードとされている。本発表では「よそ者、若者、ばか者」を「都会の若者であって、その地域の熱狂的なファン」と定義し、その効果について

分析した敷田 (2005) 等では具体的に示されなかった、「よそ者、若者を、ばか者に成長させる手法」及び「多数のよそ者から適切なよそ者を見出す戦略」について、大学の無い福井県鯖江市において東京・京都の大学生を招いて開催される「鯖江市地域活性化プランコンテスト」を一つのモデルとして検討を行いたい。(本コンテストは、平成 20 年より開始され、現在までに約 40 の政策が提案され、8 つが市の事業として採択されている。)

本発表では、「よそ者、若者、ばか者=都会の若者であって、その地域の熱狂的なファン」が生まれるポイント及び自治体において学生のアイデアが政策として実現されるポイントとして、①提案した政策が実現・フィードバックされること、②中央省庁等の若手によるプラン策定支援、③「内なる外者」の存在がある。①については、プランは市長のトップダウンにより政策に反映されるだけでなく、その全てを市役所担当者が検討し、その結果をシートにまとめ公表している。このため、大学生も実現性を考慮したプラン策定を行うだけでなく、提案後もフィードバックを踏まえてアイデアを再検討し、実現に繋げることが可能となる。②については、本コンテストの過去参加者である中央省庁の若手等によるプラン策定支援を通じて、学生の独自提案をより実現性・具体性のあるプランとしている。③については、鯖江市の若手社会人で構成される NPO や学生団体が、プラン実現ためのアドバイス、事業支援を行っている。

また、敷田 (2005) では具体的に示されなかった「多数のよそ者から適切なよそ者を見出す戦略」については、①東京において過去参加者が設立した NPO 法人が、地域活性化に関心があり「ばか者」になり得る適切な学生にコンテストの紹介を行っていること、②一度に多くのプランが発表される公開でのコンテストが有効であることを分析している。

本コンテストは、他地域(佐賀県有田町、静岡県焼津市、福岡県久留米市)にも展開しており、「よそ者、若者、ばか者=都会の若者であって、その地域の熱狂的なファン」を作り、地域に新たなアイデアを提供・実施するモデルとして報告するものである。

#### A-3 テーマ:「効率的かつ効果的な行政組織のあり方に関する考察

- 奈良市役所の組織編成を事例として-」

発表者:江口 陽子(えぐち ようこ) 奈良市役所 主務補

概 要: 現在、私の所属している奈良市役所(以下「本市」という。)において、効率的かつ効果的な行政運営が図れているかを検証する。

本市の行政業務が現状以上に効率よく行われ、生産性を上げる方法はないのだろうか。

他市をみると、効率性に着眼した組織部署がある。しかしながら、実際にはその部署が組織の改善を行っているようには見えない。これは本市と同様に組織機能が充分に果たされていないものと考えられる。

この研究は人員配置の適正化、組織編成、所掌事務等に焦点を置き、効果的な行政組織を探る。

これまでの本市は、様々な組織編成を行ってきたが、行政運営や行政改革の中心として位置づけされている部署、課が機能していない。

これらの要因として、次の3点に着目したい。

- ①自分たちの組織がどうあるべきかを常に考えて仕事をしている人は少ないのではないか。
- ②個人の仕事が組織の方向性や政策につながっているという認識が足りないのではないか。
- ③組織(行政)の生産性を上げるとともに職員のモチベーションを向上するにはどうすべきか。 組織や行政のビジョン(政策)を明確に把握しないまま、日々の業務を淡々とこなしている。この

ような状況、組織運営では、仕事に対する職員のモチベーションを上げることは非常に難しい。まずは、組織編成と人員配置について見直す必要がある。例えば、本市においては、~政策課という課が各分野に設置されている。様々な政策立案を実施し、先頭を切って行政運営を行っているようなイメージだが、実態は異なる。~政策課との名称を掲げていても、与えられた仕事をこなすだけのいわゆるルーティンワーク化の傾向が見られ、行政を経営するとした職員の意識は低い。また、重点課題、施策としての位置付けにより、人員配分が大きくなっている。一方で行政サービスを担う窓口担当や保険、税等の事務量は近年増え続け、人員不足が大きな課題であるにも関わらず職員の増員等の適正配置が進んでいない。つまり、組織運営に関する人員配置の適正化は、仕事(所掌)の配分を熟慮し、個人の能力とは別に仕事量の不均等などの差異が生じていることを検討しなければならない。

以上を概要とした研究の報告を行う。

#### A-4 テーマ:「東日本大震災被災地における自治体職員の苦労と、住民への支援について」

発表者: 古本 尚樹 (ふるもと なおき) 公益財団法人ひょうご震災記念 21 世紀研究機構 阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター研究部 研究員

概要: 東日本大震災発災から2年が経過した。いわゆる「復興格差」が指摘される中、震災の教訓を今後に生かす動きも被災地自治体ではみられる。こうした現状下で、震災被災地における自治体職員へ震災発災直後から現在に至るまでの住民へのサービス・支援提供で、苦労したこと、課題、今後の防災対策等について聞き取り調査を行った。対象としたのは被災地・宮城・岩手両県の市町における保健・医療・福祉・防災担当部課の職員が主である(半構造化面接)。調査内容の概要は、各部課にて災害直後での対応、被災から2年を経ての課題とその対応、今後の目標、自治体職員における負荷等についてである。

当初の調査における着眼点は、住民向けのサービスにおける中長期的な要素を含めた現状の把握と課題であったが、調査を進めるうち、特に被害の大きい自治体(自治体職員が犠牲になるなど)では、自治体職員の苦労・負荷が大きいことが把握され、地域住民の一員である自治体職員においても手厚く支援が必要であること明らかになってきた。各地域における復興への取り組みは異なるが、各自において苦慮しており、また各自治体職員は使命感をもって住民への支援にあたっている。

また、震災直後から各関係機関より受けた支援についてや今後の自治体のあり方、地域における各公的サービスについて等の意見を集約し、今後の被災自治体が「防災力」を持ち、住民との協働を生かす取り組み等についても発表する。被災から立ち直りながら、かつ防災を意識した街づくりを展開する自治体そして自治体職員の努力についても紹介する。

#### <研究発表セッションB 自治体と地域のあり方 10:00~12:00>

◇ 司会:調整中

コメンテーター:佐藤 克廣(北海学園大学法学部教授)

#### B-1 テーマ: 「わが国の義援金配分における高額支給の分析」

発表者:関 英男(せき ひでお) 千葉科学大学 非常勤講師

概 要: この報告では、災害発生を受けて集めた募金を被災者に直接支給する義援金の中でも、高額支給を

取り上げる。この理由は、I被災自治体を中心とした義援金配分委員会の被災者救済に対する価値観を知る上で不可避である。Ⅱ原資が限られた募金ゆえ、高額支給は他の被災者への支給額を低額にし、あるいは支給を見送ることで捻出するゼロサム的性格が特に問題となることによる。

わが国の義援金配分は法治行政ではない自由裁量ゆえ、その内容は一見して千差万別であるため、 異なる配分の比較は困難に見える。しかし、高額支給であれば、この価値観の変遷まで比較できる指標として、①家屋半壊・床上浸水などの支給区分の総数を減らし多くの被災者に支給しないことで原資を確保する費用捻出の有無、②厚遇が顕著な、特に高額な支給の有無、③当該配分全体として広く高額支給を行う熱意が著しい、高額支給となる支給区分の総数が一定数以上の配分の有無、④支給対象を限定する代わりに増額する、増額条件の数が多い支給区分の有無を指摘できる。

他方で、人身や家屋被害といった種類別の重視状況を比較するならば、最多支給額の被害と最も多い高額支給の支給区分のいずれを重視すべきかが問題となる。それでも、最多支給額と最も多い支給区分の種類が一致する配分であれば、当該種類の被害を重視したことが明白ゆえ、高額支給となる支給区分が1つのみか否かを区別して指標をつけることができる。さらに、死者と家屋全壊・全焼・全流失が同額、重傷者と家屋半壊・半焼・半流失が同額の配分も指標をつけることができる。

わが国における義援金の高額支給の特徴は、(1)現在の通貨価値で約 20 万円相当以上の支給額が見られた配分は、明治期からの 232 回のうち 212 回が平成期である。高額支給は 1991 年の雲仙普賢岳噴火と 1993 年の北海道南西沖地震により当たり前になった。ただ一貫して、①の費用捻出を無理してまで行う価値観は乏しい。(2)特定の被災者に約 200 万円相当以上の支給を初めて行い、同時に高額支給となる支給区分を初めて 4 個以上も設けた画期的な事例は 1927 年の奥丹後地震の京都府による配分である。その後は久しく行われなかったが、北海道南西沖地震から珍しくなくなった。(3)人身と家屋被害のどちらを重視したかについては、昭和戦後期までの最多支給額は死者が家屋全壊・全焼より多かったが、平成期の高額支給では最多支給額も最も多い高額支給の支給区分も共に家屋被害とし、特に高額な支給まで伴うという生活再建を重視した配分が少なくない。

#### B-2 テーマ:「人口減少社会における地域の在り方」

発表者:佐々井 司(ささい つかさ) 国立社会保障・人口問題研究所 室長

概要: 本報告は、地域における少子高齢化と人口減少の実態を明らかにするとともに、その要因や地域ご との特徴を考察し、今後の中長期的な人口動向を展望するものである。これらの人口分析の結果をも とに、地域、とりわけ基礎自治体が高齢者対策、少子化対策、人口減少下での地域行政の在り方を再 考するうえで留意すべき諸点について問題提起をおこないたい。

わが国では 1970 年代から続く少子化を起因として人口高齢化が進行し、さらには今日人口減少が始まった。ところが、地域別にみると人口高齢化や人口減少の進行度合いが異なり、人口動向に起因する地域の問題は一律ではない。そこでまず、地域別にみた人口動向(出生、死亡、人口移動)を分析し、地域ごとの特徴について考察する。ここでは東日本大震災の影響と考えられる人口変動についても言及する。また、近年の人口分析の結果から捉えられる人口変動要因の諸傾向が今後も継続すると仮定した場合の将来推計人口を参考にしながら、地域人口のこれからを展望する。

主な論点は下記の通り。

- ①少子化要因と少子化対策の整合性
- ②地域別にみた少子化と人口高齢化の関係について
- ③地域の人口減少を規定する要因

- ④東日本大震災で人口動向は変わったか
- ⑤人口減少社会における国土と地域の関係

少子高齢化をともなう人口減少社会において、それぞれの地域には何ができるのか、グローカルな 視点で再考が求められる。

#### B-3 テーマ:「地域自治におけるオーナーシップ -英国パリッシュを参考にして-」

発表者: 古川 清博(ふるかわ きよひろ)

龍谷大学大学院法学研究科後期博士課程 / 枚方市役所連続立体交差課 課長

概要: わが国には、町内会・自治会という地域住民による自治組織(以下、「地域共同体」という)があるが、組織率や参加率が低下し、都市問題の解決や住民参加によるまちづくりが思うようにすすまないなど、地域社会を取り巻く事態は深刻化している。

それというのも、近代化の進展、福祉国家化により、国、地方自治体(以下、「行政」という)が地域共同体に代わって擬似的共同体機能を果たし、豊かな生活を享受してきたからである。しかし、近年、擬似的共同体機能を果たしてきた行政も財政的な課題を中心に、地域共同体の代替機能としての限界を明言するに至り、地域社会は地域共同体、行政双方がいわば「地域社会をめぐる双子の課題」を抱え、機能・役割自体に問題が浮上している。

今、NPOやボランティア組織などの共同組織の活動が活発になり、地域共同体との連携に期待が高まっている。一方、行政においては、地方分権の流れの中で、人と人が支え合う「新たな公」をベースとした地域づくり、地域おこしという政策に取り組み始めている。

しかしながら、実態をみると地域共同他と共同組織が取り組むテーマが異なっているなど、相互に 良好な関係がうまくかみ合っていない課題や、行政と地域共同体の間にまだまだ従来の下請け(官制 的利用)と要望・陳情という相互依存関係に課題があると考える。

そこで本研究では、以上の問題を解消し地域共同体を再生する次の社会(Next Local Society)を構築するには、地域を統治するガバナンス、つまり地域共同体が主体となるオーナーシップによる地域社会の基盤づくりが必要との考えに立つ。

本研究でいうオーナーシップとは、地域共同体が自立するための組織上の整備、財政的な担保及び 代表機能の確立であり、地域共同体がオーナーシップを備えることで、自らの能力や自信につながり、 活力ある地域社会が実現する可能性があると考える。

そこで、英国パリッシュという地域住民自治組織を対象に、地域自治を担う組織として紆余曲折は あるものの、第三層あるいは準自治体と呼ばれる地域自治を担っていることに着目し、わが国の地域 共同体のあり方を考えるための示唆を得たい。

#### B-4 テーマ:「情報化の進捗状況測定モデルの構築-北陸地方を例にした実証分析-I

発表者: 萩行 さとみ(はんぎょう さとみ) 早稲田大学大学院国際情報通信研究科博士後期課程

概要: 自治体でもこれまで多様な情報化への取り組みが行われてきている。そして、もはや情報化の施策 は必然的なものとなっており、特に 2011 年 3 月 11 日の東日本大震災では大いにその効果を発揮した ことは周知のとおりである。

一方で、情報化はコストを増大させるものが多く、このようなことが積み重なれば、緊迫した財政 状況を背景に新たな無駄遣いや自治体間の格差を広める要因になるのではないかという問題意識が生 じる。 情報化の進捗状況に関してこれまでの先行研究によると、企業などでは、様々な手法が用いられ検討されてきている。しかし、行政分野では情報化の進捗状況の測定に関する研究は遅れているといえる。なぜなら、民間企業の場合は、定量評価できるもの例えば"利益"などが多いのに対し、自治体の場合は、例えば"いかに住民が満足しているか""いかに作業が効率化したか"といったように、定量化し難く比較が困難なものが多いからである。さらに、インフラ重視の流れが依然として根強く、統計データが充実していないことなども研究の遅れの要因1つとして挙げられる。

しかし、自治体の機能が拡大した結果生じた多岐にわたる行政事務、市民の満足度向上、地域活性 化、高齢者福祉、子育て支援、環境問題など多くの課題を抱え、支援するツール、より効果的な行政 運営の実現のためにも情報化は不可欠である。そして、着実な情報化の進展、透明性の確保、民への 説明責任の点、職員の財政への意識を高める点からも進捗状況の測定は不可欠である。

そこで本研究では北陸地方を例にとり、①住民サービスの向上の視点、②行政事務の簡素化・効率 化の視点、③地域の活性化の視点の 3 点から、情報化の進捗状況測定モデルの構築を行うことを研究 の目的とする。

先行研究ではアンケートの実施により進捗状況測定モデルの構築を試みたものがあるが、不透明な部分が多いため、できる限りヒアリングへ出向き現場のなまの意見を多く取り入れ、定量的・定性的の両面から情報化の進捗状況測定モデルの構築に努めた。

※本発表は、平成23年度日本女子大学桜楓会より研究助成を受けたものである。

#### <研究発表セッションC 住民・議員と自治体 13:15~15:15>

◇ 司会:調整中

コメンテーター:藤島 光雄(大阪経済法科大学法学部教授)

#### C-1 テーマ: 「小平市の住民投票」

発表者:野口 暢子(のぐち のぶこ) 長野県短期大学多文化コミュニケーション学科 助教

概要: 2013年5月26日(日)、東京都小平市で50年前に計画された都道の見直しを問う住民投票が実施された。東京都内の自治体で初めての住民投票、しかも直接請求運動をもとにした住民投票でもあり、多くのメディアの関心を集めることになった。結果は、投票率が35.17%で成立要件の50%に届かず、開票されなかった。そのこともまた、その後、議論を巻き起こすことになった。

この住民投票を見ていると、いくつものなぞが浮かび上がる。なぜこの時期に住民たちは直接請求 運動を起こしたのか。直接請求で集まった署名は、なぜあんなに少なかったのか。なぜ過半数の議員 が直接請求された住民投票条例に賛成し、可決したのか。なぜ市民参加を進める立場の市長が市長選 後に突然 50%の開票条項を設けることしたのか。あんなに全国的に報道されたにもかかわらず、住民 投票に行かなかった有権者がこんなに多かったのはなぜなのか。住民投票運動の期間中、小平市内で ほとんどポスター貼られていなかったのはなぜなのか。大規模なボイコット運動が展開されなかった のはなぜなのか。

運動の過程についての関係者へのヒアリング調査と各種資料、小平市議会議員へのアンケート調査 等をもとに以上のような小平市の住民投票にまつわる疑問と小平市の住民投票の過程を明らかにした い。 小平市の周辺では、小金井市に常設型住民投票条例がある。また、府中市で常設型住民投票条例の 直接請求が行われたこともある。新潟県旧巻町での住民投票運動から 20 年以上調査を続ける中で、住 民投票はその自治体の姿を鏡に映すように明らかにするという印象を持っている。

多摩地域だからこそ、わきあがる住民運動、制度化できる住民投票の仕組みがありそうだ。本報告では、小金井市、府中市の事例にも触れつつ、多摩地域の市町村と東京都との関係、少数の市民の意見を効果的に行政に届けるための方策等にも言及し、小平市の住民投票が提起した問題を足がかりに、日本における住民投票運動の現状と課題を分析する予定である。

#### C-2 テーマ :「自治基本条例における議会条項の果たす役割」

発表者:田中 富雄(たなか とみお) 龍谷大学大学院政策学研究科博士後期課程 / 三郷市企画総務部長

概要: 自治体には、自治体の特長である地域個性、地域総合性、地域先導性ある政策開発によって、地域 課題の解決に取り組むことが求められている。都市型社会の成立をみ分権化が進む今日、自治体はこ れら自治体政策の特長をいかし、地方自治の仕組みをそれぞれの地域でその地域にふさわしい形につ くり上げていく段階に至っている。自治基本条例は、その仕組みの基本法として自治体の自律を支え る必須のものとして制定される必要がある。

自治体議会改革フォーラムが実施している「全国自治体議会の運営に関する実態調査」によれば、 制定の伸びが著しい議会基本条例に比べ、自治基本条例の制定状況は、その伸びが緩やかである。こ こ数年は自治基本条例の制定に着手はするものの成立に至らない事例や、そもそも自治基本条例の制 定については慎重になるべきであるとの見解も示されている。しかし、全国の自治体において自治基 本条例は、制定され続けている。

このような状況にある自治基本条例であるが、議会条項が規定されていることが多い。自治基本条例に議会条項が位置づけられているということは、どのような意味をもちうるのであろうか。さらには、この議会条項を、二元代表制の下で市民、議会、長、職員などのアクターは、どのように認識し活用したらよいのであろうか。

本研究発表においては、自治基本条例における議会条項に焦点をあてることで、自治基本条例の基本法としての位置づけと必要性を鮮明にする。そのなかで、議会条項の存在が、市民、議会、長、職員などのアクターの役割と関係性を、政府のオーナーであり、政策・制度のユーザーである市民が再認識しうることにつながることを確認する。

#### C-3 テーマ:「住民との合意形成過程における社会の反応」

発表者:津久井 稲緒(つくい いなお) 神奈川県政策研究・大学連携センター 特任研究員

概 要: 一般に、社会資本整備等、どのような地域計画においても、異なる複数の見解や意見が存在することは常である。特に、(原子力発電所や火葬場等の)立地計画については、異なる利害や価値観に基づき、個別に、帰属集団ごとに、異なる主張が行われ、時には対立・住民紛争等に発展することもある。現代の多元主義社会において、同意や合意をあらかじめ想定することは困難といえる。それゆえ、自治体と地域住民との合意形成については、受益や受苦の配分といった公正性ではなく、(対話・討論を通じた、納得と同意に基づく)手続的公正性に重点が置かれている。特に近年では、計画の初期段階から住民参加が必要という議論がなされている。しかし一方では、自治体が推進する地域計画において、住民との協働による合意形成の必要性が認められつつも、政治的決定の正当性を得るために住民参加を促しているのではないかという批判も認められる。

本報告は、神奈川県における東日本大震災の震災廃棄物の広域処理の受け入れの事例を取り上げ、受入計画地の住民との合意形成過程を社会がどのように受け止めたか、「社会の反応」という観点から分析するものである。社会の反応の分析について、具体的には、神奈川県知事が震災廃棄物の受け入れを表明した 2011 年 12 月から現在までの住民との合意形成過程を、新聞報道記事がどのように取り上げてきたかにより分析するものである。

なお、本報告は、シンクタンク神奈川(神奈川県政策局政策部科学技術・大学連携課大学連携グループシンクタンク神奈川)で継続研究中の、平成 25 年度研究「住民との協働による合意形成の研究(仮題)」の研究成果の一部を報告するものである。

#### C-4 テーマ:「原子力発電所立地市町村における「交付金依存問題」の本質」

発表者: 井上 武史 (いのうえ たけし) 福井県立大学地域経済研究所 講師

概 要: 原子力発電所が立地する市町村には、多額の電源三法交付金が交付されるため、交付金に依存した 財政運営が行われるとの批判がある。しかも、原子力発電所の建設を終えて運転段階に入ると交付金 額が急激に減少するため、いったん膨張した財政規模を柔軟に縮小することができず、新たな原発の 建設を誘導する背景にもなっていると言われる。

確かに電源三法交付金は立地を受け入れるインセンティブになりうる。しかも、原子力発電所あるいは関連施設の立地、その他の国の原子力政策(プルサーマルや長期運転)を円滑に行うことに交付要件が限定されているから、交付金への依存が原子力発電の推進を誘導すれば、原子力安全対策を不十分にする可能性も否定できない。国の政策を推進するうえでは正しく機能していると言えなくもないが、交付金によって表面的には自治体の財政運営を健全しながら、交付金に特有の弊害をもたらすものとなっている。

しかしながら、原子力発電所立地市町村における財政問題には固定資産税も大きく関わっており、不十分な固定資産税が電源三法交付金を必要としている点にも注意しなければならない。原子力発電所の立地にともなう固定資産税の中心は償却資産にかかる分である。原子力発電所の大規模償却資産が立地市町村に多額の税収をもたらす。しかしながら、本税は設備の減価償却に伴い課税標準額が減少し、原子力発電所の場合は耐用年数 15 年のため理論上は毎年約 15%の税収減少が続く。減少率は耐用年数すなわち想定稼働期間で決まるのだが、この急激な減少を電源三法交付金が補完している。交付金への依存は税制の問題にも関係しているのである。

東日本大震災と原発事故で明らかになったように、大半の原子力発電所がすでに 20 年から 40 年稼働している。すなわち想定期間を大幅に超えている。耐用年数の設定は経済政策とも関係しているので必ずしも現実の稼働期間と一致するわけではないが、耐用年数を延長することで減少率が低下するだけでなく稼働期間中の税収総額も増える。本税は施設稼働にともなう利益に課税するものだから、実態に即した稼働期間とすることは税の趣旨に沿うものであり、「安定した基幹的地方税」としての固定資産税の存在意義にも合致するだろう。そして、原子力発電所立地市町村が電源三法交付金に依存することも解消されれば、交付金の弊害も抑制することができる。

#### <研究発表セッションD 役割分担(国・地方・民間) 13:15~15:15>

◇ 司会:調整中

コメンテーター: 吉川 富夫 (元県立広島大学教授)

#### D-1 テーマ:「一般用医薬品販売規制を担う地方自治体の課題 ~インターネット販売からの考察~」

発 表 者: 岡野内 俊子 (おかのうち としこ) 横浜国立大学大学院国際社会科学研究科博士課程後期 共同発表者: 岡野内 徳弥 (おかのうち のりや) 横浜国立大学大学院国際社会科学研究科博士課程後期

概 要: 我が国の薬事行政は、国が医薬品等の承認、安全対策などを担い、地方自治体が医薬品等の製造や 流通販売の許可及び監視指導などを担っている。医薬品等が製造され、流通を介して医療機関や消費 者へと販売されるという過程の制度において地方自治体が行政事務を行なっている薬事行政は、地方 自治をその基礎としているものである。特に、小売店(薬局、医薬品販売業)での医薬品販売は、住 民に身近な行政を地方自治体が担うという意義を有する。

平成21年の医薬品販売の制度改正により、一般用医薬品の大部分の品目のインターネット等による 郵送販売(「ネット販売」)が禁じられたことから、規制を受けた販売者らが国を相手取り訴訟が提起 され、平成25年1月11日、厚生労働省令(以下、「省令」)で一律に第一類、第二類医薬品の郵送販 売等を禁止することは、法の委任の範囲内と認めることはできないとする旨の最高裁判決が下された。 これを受けて、厚生労働省において、一般用医薬品のネット販売の新しいルールについての議論がな されてきたが、ネット販売を全面解禁することが政府の「成長戦略」として6月に閣議決定された。

地方自治体が行政事務を担う一般用医薬品の販売について、このようにネット販売が進められることで、販売者と購入者が同一自治体内に存在しないことが常態となるような販売の様態に変化する。 これは、販売の際や有害事象発生時の対応等で身近な自治体が対応するという、薬事販売制度の基本の構造が崩壊するおそれがあるなど、医薬品販売制度に与える影響が大きなものである。

本報告では、ネット販売解禁に至るまでの一般用医薬品販売規制の制度、経緯を紹介した上で、一般用医薬品の特徴、販売業の監視の実態、諸外国における一般用医薬品の販売規制度などの分析から、ネット販売が解禁になることによる一般用医薬品の販売形態の変化を予想し、地方自治体が自治事務として担う場合の課題を指摘する。

#### D-2 テーマ :「地方自治体と調達組織法制」

発表者: 斉藤 徹史(さいとう てつし) 公益財団法人総合研究開発機構 主任研究員

概要: 地方自治体の財政状況の改善や、行政サービス・公共工事の品質向上を実現するためには、公共調 達制度に注目する必要がある。公共調達を効率的かつ効果的に行うにあたり、従来は、公募型プロポ ーザル方式や総合評価方式などの具体的な手法の問題を議論するものが多く、調達を誰が担うかとい う「担い手」(地方自治体の契約締結に関する組織(調達組織))の問題については十分な議論が行われてはいなかった。これに関する先行研究は、さほど多いとはいえない状況にある。

調達組織のあり方には、全部又は一部を集中処理する機関・組織を設ける方式(集中方式)と各行政機関に分散する方式(分担管理方式)があり、地方自治法は前者を採用し、会計法は後者を採用するとされる。とはいえ、それぞれの方式には一長一短がある。そこで、本研究においては、公共調達制度の目的がVFM(Value For Money)の実現・向上であることに照らし、地方自治体にとって集中方式と分担管理方式のいずれが望ましいかを考察する。

研究方法としては、まず、調達組織の編成につき、とくに契約締結権限の所在に注目して、地方自治体の事例を整理する。そして、地方自治法が地方自治体の契約締結権限を長に集中させる(公営企業管理者を除く)ものと規定した経緯を明らかにし、現在の調達組織法制の成り立ちについて分析する。このとき、国の会計法にも目を配り、その法制度と比較しながら論を進める。

次に、海外における公共調達の組織編成について分析する。英国や米国では、国の組織に集中方式 を採用しているという。両国の調達組織のあり方を我が国のそれと比較する。

そして、国内の民間企業では、調達(購買)を戦略的に活用して経営に役立てている。民間企業に おける調達方法や調達組織の事例から、地方自治体の調達組織のあり方への示唆をえる。

以上のように、本研究は、地方自治体の調達組織法制を多角的、総合的に考察しようとするものである。

#### D-3 テーマ:「非都市部自治体における持続可能な指定管理者制度

#### ―島根県浜田市における社会福祉法人の事例―」

発表者:光延 忠彦(みつのぶ ただひこ) 島根県立大学総合政策学部 教授

概要: 1980年代の中葉以降、自治体の所有するスポーツ、芸術、文化などに関わる公共施設は、当該自治体などが出資する公的組織、いわゆる「第三セクター組織」によって経営されることが一般化した。それというのも、70年代の石油危機によって先進諸国家の経済が低迷して財政危機に直面したため、国の財政支出の見直し、いわゆる行政改革が求められるようになって、日本の自治体においても、市場中心社会の実現と自治体政府の影響力の徹底的抑制が現実化するようになったからである。

しかしながら、こうした組織も、都市部の自治体でこそ需要が旺盛であったため機能もしたが、 非都市部の自治体では限界を伴った。すなわち、事業組織の財務収入は、制度導入当初こそ円滑に 推移するものの、その後において、施設の非更新や、再利用者数の減少による収入減に加え、「公共 施設の民間化」が不徹底に帰結したからである。このため、経営形態に一層の民間化が提唱される に至る。すなわち、「指定管理者制度」の導入である。

この制度は、第三セクターでの公共経営の限界を克服することに挑戦したため、民間事業体における経営の効率性に着目して、公共施設を民間事業体の経営手法に委ねることが徹底された。このため、従来、実現不可能の様相を呈した公共施設の経営効率が格段に向上したのは確かであったが、しかし、この制度でも万能な後継手法にはなり得なかった。すなわち、2000年代中葉以降の世界経済の不況によって、都市部の一部の自治体を除けば、非都市部の自治体の指定管理者経営は、第三セクター方式による公共経営とほぼ同様の経営状態で推移したからである。この要因は、事業設備の更新と、非都市部であるがゆえの都市部からの利用者誘致の積極的措置の、両面が並行して図られなかった点にあるように考えられる。

そこで、本報告は、「こうした指定管理者制度の限界をも克服する新たな経営手法とはどのようなものなのか」、この点について議論する。結論を先取りすれば、「指定管理者に指名される経営組織の選定如何が、同制度の成否を分ける」というものである。すなわち、非都市部における自治体の公共施設の指定管理者制度では、「指名される組織のあり方が経営の安定化に資する」という点を、島根県浜田市の公共施設である「かなぎウエスタンライディングパーク事業」を事例に実証する。

## ポスターセッション 一自治体学サロンー

#### 企画趣旨

ポスターセッションは、セミナーや分科会とは違い、個人会員や団体・自治体が自分たちのテーマで研究を すすめた成果をポスターにして発表し、意見交換を図る場として提供するものです。

自治体学会地域活動支援費を受けた研究活動の報告、地域ブロック単位、あるいは会員個人、団体での研究成果や自治体の取り組みの紹介、出版物の展示・配布など、意見発表や事例紹介などを通じて交流を深め、知識を深める機会となります。

会員並びに関係団体の積極的な参加、ご来場をお待ちしております。また、学会の趣旨に添う書籍・雑誌の 展示、販売も予定しています。

企画責任者/荒木 和美

#### 自治体学会 企画部会

〈部会長〉 金井 利之 東京大学

〈副部会長〉 土山 希美枝 龍谷大学

〈幹事〉 荒木和美 寝屋川市(大阪府)

〈同〉 岩﨑忠 地方自治総合研究所

〈同〉 大谷基道 名古屋商科大学

〈委員〉 青山彰久 読売新聞東京本社

〈同〉 内海 麻利 駒澤大学

〈同〉 久保 眞人 川崎市(神奈川県)

〈同〉 黒川滋 朝霞市議会議員

〈同〉 小林博 香取市(千葉県)

〈 同 〉 佐々木直己 富士見市(埼玉県)

〈同〉 納田 さおり 西東京市議会議員

〈同〉 松村 享 四日市市(三重県)

〈 同 〉 松本 茂章 静岡文化芸術大学

〈同〉 山崎 栄子 大野城市(福岡県)

〈同〉 吉川 富夫 元·県立広島大学